

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市若松区南二島四丁目5番7号

氏名 久屋産業 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 久保山 功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印



許可の年月日 平成 29年 6月 14日

許可の有効年月日 平成 34年 6月 13日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（焼却）

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
感染性産業廃棄物
以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設

産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上4種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番89

設置年月日：平成19年6月14日

処理能力：廃油 1日あたり1.4立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり2.4立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり2.4立方メートル（24時間）

感染性産業廃棄物 1日あたり21.6トン（24時間）

許可年月日：平成18年12月26日

許可番号：第388-1号、第388-2号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 6月14日 新規許可

平成24年 6月14日 更新許可

平成29年 6月14日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無